

議案第70号

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条、第14条及び第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条及び第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）並びに第25条から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項、第34条第2項、第35条並びに第36条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第40条第2項及び第41条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第43条及び第46条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書、第49条第2項、第51条第1項及び第2項並

びに第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第3条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(交野市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 交野市立幼保連携型認定こども園条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。